

日本西洋史学会第26回大会

発 表 要 旨

昭和51年5月15日・16日
於 東京女子大学

日本西洋史学会第26回大会

第1日	5月15日(土)		
	シンポジウム	14:00~17:00	2号館62番教室
	総会・懇親会	17:30~19:30	2号館3階学生食堂
第2日	5月16日(日)		
	部会別研究発表	10:00~16:00	
	第1部会	西校舎西講堂
	第2部会	2号館62番教室
第3部会	2号館61番教室	

第Ⅰ日 シンポジウム (5月15日 14:00~17:00)

『西洋史概説はいかにあるべきか』

発題者

尾鍋 輝彦

今津 晃 (京都大)

木村尚三郎 (東京大)

司会者

柴田三千雄 (東京大)

越智 武臣 (京都大)

第Ⅱ日 部会別研究発表 (5月16日 10:00~16:00)

第1部会

1. 山本 茂 (京都府立大) ……シュメール都市国家ラガシュにおける農耕サイクルについての一考察
2. 田村 孝 (早稲田大) ……第1次ミトリダテス戦争とギリシア都市
3. 豊田 浩志 (広島大) ……テトラルキアとキリスト教大迫害 (I)
4. 松本 宣郎 (東京大) …… " (II)
5. 清水広一郎 (東京教育大) ……十四世紀の「危機」とジョヴァンニ・ヴィッラーニの破産
6. 城戸 毅 (東京大) ……中世イギリス史における Calais

第2部会

1. 前間 良爾 (佐賀大) ……ドイツ農民戦争と初期市民革命論
—東西ドイツにおける最近の研究動向—
2. 浅田 実 (京都教育大付属高) ……蘭英両東インド会社の設立と欧亜間貿易の革新
3. 志垣 嘉夫 (九州大) ……アンシアン・レジームにおける領主刑事裁判権
—ブルゴーニュ地方北部の場合—
4. 井出 義光 (筑波大) ……アメリカにおける奴隷制研究の転換点
5. 松原 広志 (夙川学院短大) ……イヴァーノフ・ラズムニクの『ロシア社会思想史』について
6. 家名田克男 (香川大) ……アンリ・パールの歴史観
—20世紀フランス史学の出発点—
7. 佐藤 真一 (早稲田大) ……初期(1891—1902年)のトレルチと近代歴史学

第3部会

1. 矢田 俊隆 (北海道大) ……オーストリア=ハンガリー帝国の解体と中欧
—1918~9年の
ドイツ系オーストリア国の立場を中心に—
2. 垂水 節子 (早稲田大) ……ドイツ独立社会民主党の地域組織
—1917~8年ブラウンシュヴァイク公国の場合—
3. 石原 司 (武蔵大) ……1936年ラインラント再武装の意義
4. 塩崎 弘明 (純心女子短大) ……スペイン内戦と「枢軸」同盟
—フランコ政権の「防共協定」参加をめぐる—
5. 西村 貞枝 (京都大) ……イギリスにおける婦人参政権運動
—「婦人社会政治同盟」(WSPU)をめぐる—
6. 有賀 夏紀 (東京大) ……W・J・ブライアンの外交思想
—ニカラグア政策についての一解釈—
7. 河村 一夫 (外務省) ……石井・ランシング協定締結後の両者の関係
—中国への財政顧問派遣問題をめぐって—

西洋史概説はいかにあるべきか

発題者 尾鍋 輝彦
 今津 晃 (京都大)
 木村尚三郎 (東京大)
 司会者 柴田三千雄 (東京大)
 越智 武臣 (京都大)

我国における西洋史概説の古典的名著は明治の末に出た箕作元八『西洋史講話』(1910)であろう。そして大類伸の『西洋史新講』(1934)が昭和の戦前を代表するものであるならば、戦後を代表するものは尾鍋輝彦の『西洋史概説』(1953)であろう。しかし、『西洋史講話』以来数十年間の我国における通史は、欧米におけるそのいちじるしい進歩にくらべて、むしろ緩慢な進歩であったといううらみがある。一体なぜか。尾鍋輝彦氏によれば、日清戦争後、東アジアにおける日本の役割の増大に対応して万国史(世界史)が西洋史と東洋史に二分されたが、まさにその時から東アジアと西洋の歴史は飛躍的に緊密な関係をもって展開しはじめたのであって、二分化そのものは誤りでなかったにせよ、欧米におけるウェスタン・ヒストリーとちがって、あまりに截然と分けてしまったところに問題があるのではないかというのである。

尾鍋氏の指摘する「截然たる二分化」に同氏とともに一番問題を感じているのはおそらく現代史の専門家であろう。現代史での叙述について、今津晃氏は、いわゆる「ヨーロッパ世界史」の終焉はもはや自明のことだと考えている。そしてヨーロッパ現代史での叙述について、「ヨーロッパの政治的崩壊」を指摘する歴史家たち、また「ヨーロッパの衰退と勝利」を指摘する歴史家たちのヨーロッパ観をどのように受けとめるかという問題を提起する。同氏によれば、戦後ヨーロッパの青年層の姿勢やヨーロッパ統合運動の停滞と進歩、あるいはまた文化統一体としてのヨーロッパなどを考察した場合、ヨーロッパの内在的な浮揚力に着目する必要があるのではないかというのである。

今津氏の提起する「ヨーロッパ観」の問題は、事物を知ることは事物をその由来において知ることだという“Historisierung”の立場からいえば、ヨーロッパという一つの文化世界が成立したのは中世だったのであるから、中世史家にとってこれまた大問題であろう。中世史の専門家木村尚三郎氏はヨーロッパとは何かという問題をとらえて新鮮な問題提起をこころみるであろう。

「西洋史概説」はいかにあるべきか、これはまた大学の歴史教育の問題でもある。たとえばすでに高校の世界史の学習に「主題学習」がとり入れられているのに、大学で高校と同じ程度の時間で通史を講ずるのは考えものだ、というような具体的問題についても活発な議論が展開されるであろう。

(文責・大会準備委員会)

第1部会

1. シュメール都市国家ラガシュにおける 農耕サイクルについての一考察

京都府立大 山本 茂

シュメール都市国家ラガシュの Gír-su 出土の é-mí-é-^dBa-ír 組織の経営・管理記録の中で、土地経営に関する記録が、筆者が以前からとりあげてきた大麦支給記録とならんで、もっとも重要な文書群であることは論をまたない。しかし大麦支給記録と違って土地経営記録は多種多様であり、P. A. Deimel の三範疇論を除いては、総合的・立体的な制度把握に資する構造的分析はいまだにほとんどなされていないといってよい。50年前に提示された Deimel の三範疇論の土地制度論としての本質をふまえつつ、シュメール土地制度の総合的・立体的把握に資する新しい分析視点を見出すことは後学の者の重要な課題といわねばならない。

本報告では、治世年と耕地名が知られる土地経営記録約 190 について三範疇による経営に従って年代順に整理した一覧表と、2 タブレット以上にわたって治世年の明らかな記録を有する 43 の耕地についての耕地別の記事表とを作成する過程において逢着した、農業サイクル確定に関する二、三の問題点を明らかにしたい。それは第一に大麦を主要作物とする農耕年はこの時期でも暦年上 2 年におよぶという注目すべき事実が浮かび上がってくることに関連し、第二にこうしたサイクルが浮かび上がってくる背景として、43 耕地の三分の二に達する 29 耕地に関して、隔年休耕を推定しうる可能性を持つリズムが検出されることに関連がある。

こうした考察は一見、社会史的考察とは無縁のようにも見えるが、ラガシュ土地文書の性格に密着したものであり、三範疇論の基本的正当を別の側面より立証し、三範疇による土地経営の立体的解明のために一步を進めるものとなろう。

2. 第一次ミトリダテス戦争とギリシア都市

早稲田大大学院 田村 孝

周知のように、共和政末期の約一世紀間におけるローマは混乱の中にあった。これは海外属州にあっても同様であり、特に東方においては、主に商人・高利貸として流入したローマ人、および彼らと利害を共にする特権層が、都市内部で優位を占め、多くの属州民は彼らの支配下にあり、さまざまな不満をいただいていたと考えられる。属州民にとって、この支配の軛から逃れる道は、東方世界におけるローマのヘゲモニーの打破なくしては達成し得ぬものであり、これは彼ら属州民のみの力では、望むべくもなかった。

こうした時期に、ポントス国王ミトリダテス6世が、ローマと対抗しうる新たな勢力として台頭して来たのである。

前88年、彼によって起こされたこのローマとの戦争は、より直接的には自国の拡大・強化を狙ったものであったが、その反ローマ的性格の故に、属州民の不満=反ローマ感情に訴えるところが大きく、彼らの支持を得て戦いの規模は急速に広がり、初期においては、ポントス側の勝利を導いたのであった。然るに、窮極的には、この戦争はローマ側の勝利に終る。こうした戦いの過程の中で、アテナイ・エフェソスなどをはじめとする、ギリシア都市の果たした役割は極めて重要であったと思われる。

今回の報告では、小アジア・ギリシア地方で、この戦争に何らかのかたちで関係した都市の動向を探り、戦いの過程で果たした役割を考察してみたい。

3. テトラルキアとキリスト教大迫害

まえがき

ローマ帝国とキリスト教の関係に転換をもたらした大迫害はまた、帝国の政治・社会の再編期に位置している。従ってそれは Diocletianus の樹立したテトラルキア体制の動向と密接なつながりをもっている。以下両報告者はテトラルキアの後継者でかつ迫害の推進者であった Galerius に注目しつつ大迫害の問題を夫々の視点から考察する。

I. 大迫害の勃発をめぐって

広島大学院 豊田 浩志

284年に皇帝位に推戴された Diocletianus は、帝国再建をめざして施政全般にわたる改革に着手し始めた。他方それと軌を一にする形で、未だ絶対的少数派とはいえキリスト教が国内の一勢力として抬頭していく。

そして303年2月23日、突如いわゆる「大迫害」が開始された。通例それは、ローマ的伝統に基づく Diocletianus の宗教政策の当然の論理的帰結であり、Galerius の強い教唆によって生じたと理解されているが、それにしても長年不問に付しておいた挙句のこの決定が、如何なる政治的判断から下されることになったのか、という事情は未だ十分明らかとはいえない。

本報告では、知見の及ぶ限りの史料をもとに、まず、教唆者とされる Galerius の立場に注目しつつ、第1テトラルキアをめぐる諸状況を把握したい。次いで、とりわけ Eusebios 史料の精査を中心に迫害諸勅令・殉教者の処刑方法の分析結果から、教会側に迫害されても仕方のない挑発行為がみられ、こうして303年という時点で帝国と教会がそれぞれ如何なる課題を抱えていたのか、それが何故「大迫害」という形で接触発火せざるを得なかったのかについて試論を展開したい。

II. Galerius の寛容令の背景

東京大 松本 宣郎

305年の Diocletianus, Maximianus の退位後、テトラルキア体制は Galerius を中心として引継がれるが、西方に Constantinus, Maxentius が起つに及んで帝国の混乱は深まってくる。迫害は西方においてはもはや行われず、東方の Galerius, Maximinus 領においてのみ続けられている。私は先に迫害帝 Maximinus のキリスト教政策をとり上げ、その政策を規定した政治的・経済的諸条件を考察した。そこからある程度明らかになったのは、この時期の迫害の展開が帝国内の政治抗争、及び帝国各領域の社会層の宗教状況と密接に関係しているということであった。従って迫害の背後に存する状況を更に追求するためには、この大迫害時代の錯綜する動きをクロノロジカルな問題を含めて正確に把握しておく必要がある。その意味からここでは、Galerius の死の直前、311年4月30日の寛容令発令に至る過程に注目してみたい。大迫害を公式に停止して帝国側の失敗を認めた Galerius の寛容令については、これまで帝国の宗教寛容意識・キリスト教観という面からの考察はなされているが、その発令を促した条件としての帝国東西の政治史の動き、社会的背景等についてはあまり明確にされていないように思われる。Eusebius, Lactantius の教会側史料中の寛容令本文を導く叙述を再検討すると共に、異教側の史料等をも踏まえてこの時期の再構成を試みたい。この、テトラルキアの解体から Constantinus の独裁に至る過程の一断面への考察を通して、古代末期におけるキリスト教徒とローマ帝国社会との関わりを解明してゆく手懸りをえたいと思う。

5. 14世紀の「危機」とジョヴァンニ・ヴィッラーニの破産

東京教育大 清水広一郎

Giovanni Villani は、その Cronica, XI-91~94 において、1338~39年におけるフィレンツェの繁栄に関してさまざまな数字をあげて説明している。しかし、まさにこの時期から、フィレンツェの経済と社会は、大きな変動期に入ることになる。とりわけ、百年戦争の勃発は、イギリス、フランスその他の国王権力に密着して利益をあげてきたフィレンツェの商人・金融業者にとって、大きな痛手であった。じじつ、1342年から46年にかけて、ほとんどの有力商人は倒産することになる。その中には、ヴィッラーニが参加していた Buonaccorsi 商會も含まれていた。

このような「危機」は、都市の政治的・社会的混乱をひきおこした。かかる事態に対処するために、フィレンツェ市民は、従来のコムネ体制を放棄せざるを得なくなり、ナポリ王の武将アテネ公 Gualtieri (Gautier de Brienne) に都市の全権を委任することになった(1342年5月~43年8月)。

ところで、このような状況についてのもっとも詳細な記述史料は、いうまでもなくヴィッラーニの年代記である。しかし、かれ自身がこの時代にどのような活動を行っていたかという事は、史料の乏しさもあって、従来、ほとんど研究されていなかった。本報告では、Michele Luzzati の近年の研究二つを紹介しながら、この問題について考えてみたいと思う。それによって、当時の商人のあり方の一端が明らかにされるはずである。

M. Luzzati, Ricerche sulle attività mercantili e sul fallimento di Giovanni Villani, *Bullettino dell' Istituto Storico Italiano per il Medio Evo e Archivio Muratoriano*, n. 81 (1969).
idem, *Giovanni Villani e la compagnia dei Buonaccorsi*, Roma, 1971.

G. Villani, Cronica, a cura di F. G. Dragomanni, 4vols., Firenze 1844~45 (Reprint: Frankfurt, 1969).

6. 中世イギリス史における Calais

東京大 城戸 毅

ドーヴァー海峡を挟んでイギリス側のドーヴァーと対峙する大陸側の港湾都市カレー及びその周辺地域は1347年から1558年までイギリスの占領統治下におかれていた。この期間の大部分を通じてカレーはイギリス産羊毛のイギリス商人による輸出の拠点となっていたことはよく知られている。然るにイギリス占領下のカレーが本来のイギリス史の展開に有した意義・役割は単にイギリス産羊毛の大陸向輸出拠点だったというだけではいづくせない。つまり羊毛輸出は当時のイギリス国家財政との結びつきが強かっただけに、そこにはいくつもの問題が絡んでいたし、またそもそもイギリスの羊毛輸出とカレーが結びつくに到った主な理由は何だったのかというような問題もある。

この報告ではそれらの問題のうちの一つに直ちに論点を絞るのではなく、それに先立つ一つの準備作業としてイギリス占領下のカレーがイギリス史のがわからみるとどの様な意味を有していたのかを問題点を解きほぐし、列挙してみることによって明らかにして行きたいと思う。

主な文献

- Daumet, G., *Calais sous la domination anglaise*. Arras. 1902.
- Harriss, G. L., "The Struggle for Calais: an Aspect of the Rivalry between Lancaster and York", in *English Historical Review*, Vol. LXXV, 1960.
- Haward, W. I., The Financial Transactions between the Lancastrian Government and the Merchants of the Staple from 1449 to 1461, in Power, E. & Postan, M. M. (eds.), *Studies in English Trade in the Fifteenth Century*, London, 1933.
- Kirby, J. L., "The Financing of Calais under Henry V", in *Bulletin of the Institute of Historical Research*, Vol. XXIII, 1950.
- Do., "Calais sous les Anglais, 1399~1413", in *Revue du Nord*, Vol. XXXVII, 1955.
- Lennel, F., *Histoire de Calais*. 2 vols. Calais, 1908~10.
- Owen, L. V. D., *The Connection between England and Burgundy during the First Half of the Fifteenth Century*. Oxford, 1909.
- Ochenkowski, W. von, *Englands wirtschaftliche Entwicklung im Ausgange des Mittelalters*. Jena, 1879.
- Patourel, J. Le, "L'occupation anglaise de Calais au XIV^e siecle", *Revue du Nord*, Vol. XXXIII, 1951.
- Perroy, E., (ed.), *Compte de William Gunthorp, trésorier de Calais, 1371~1372*. Arras. 1959.
- Power, E. The Wool Trade in the Fifteenth Century, in Power, E. & Postan, M. M., (eds.), *Studies in English Trade in the Fifteenth Century*. London. 1933.
- Rich, E. E., (ed.), *The Ordinance Book of the Merchants of the Staple*. Cambridge. 1937.
- Schantz, G., *Englische Handelspolitik gegen Ende des Mittelalters, mit besonderer Berücksichtigung des Zeitalters der beiden ersten Tudors, Heinrich VII und Heinrich VIII*. 2 Bde. Leipzig. 1881.
- Thielemaus, M. R., *Bourgogne et Angleterre. Relations politiques et économiques entre les Pays-Bas bourgnignons et l'Angleterre, 1435~1467*. Bruxelles. 1966.
- Walker, A. S., "Calais Mint, 1347~1470", in *British Numismatic Journal*. 2nd ser., Vol. VI, 1921~1922.

1. ドイツ農民戦争と初期市民革命論

——東西ドイツにおける最近の研究動向——

佐賀大 前間 良爾

東西ドイツのドイツ農民戦争研究は、最近とみに活発となり、昨年の450年記念出版物において頂点に達したかの感がある。東ドイツでは、周知の如く、ソビエトのスミーリン・テーゼを継承した初期市民革命論が多く論争を生み、それにもとづくいくつかの詳細なモノグラフや多彩な概説書も生まれている。他方、西ドイツでも、東ドイツの活発な研究に対応して、ブスツェロ、セービアン、ブリックレ等の意欲的な研究が続出し、長年にわたり定説化していたフランツ・ヴァース説に対する大幅な修正が進められている。さらに、東西ドイツ間の論争も進展し、ヴォールファイル編の二つの論文集も、ブリックレ編のメモミンゲン・シンポジウムの報告集など、その顕著な成果である。

本報告は、こうした東西ドイツの活発な研究動向の中から、いくつかの中心的な問題点を指摘し、今後の研究の指針を求めんとするものである。さしあたり、次の三点を検討の対象としたい。

1) 初期市民革命論。宗教改革と農民戦争を総合的にドイツ初期市民革命としてとらえる東ドイツの研究は、最近ではさらに論点を深めて、中世末期の農民戦争、あるいは後の市民革命との関連性を追求し、全ヨーロッパ的な時代区分の問題にまで進んでいる。この初期市民革命論の有効性について、西ドイツ側の批判をも含めて検討したい。

2) 農民戦争原因論。東ドイツでは、初期市民革命論の立場から、とくに初期資本主義の発展と農民戦争の関連性、あるいは市民運動と農民運動の関係が重視されるが、西ドイツでも、最近、経済的原因論が復活し、とくに中世末期の農業危機と農民戦争の関連性が追求されている。こうした諸原因論を検討し、あわせて農民戦争期の社会的、経済的諸問題を探ってみたい。

3) 農民戦争の政治的性格。農民戦争期の政治集団（キリスト教同盟やラントシャフト）についての、ブスツェロやブリックレの分析は、中世末期のゲノッセンシャフト運動との関連で、農民戦争の政治的、社会的性格の解明に新しい視野を開いている。東ドイツにおけるラディカル派の研究とあわせて、この問題を検討したい。

2. 蘭英両東インド会社の設立と欧亜間貿易の革新

京都教育大附属高 浅田 実

16世紀の欧亜間貿易はなお伝統的なアジア内陸継由の貿易をとどめていたが、17世紀になってはじめて、この伝統的な内陸路貿易をほりくずすインド航路貿易が確立した。

なぜ、伝統的な旧世界貿易がポルトガルのインド航路貿易が1世紀間も続いたのに存続しえたのか。別言すれば、V. O. C. とかイギリス東インド会社によるインド貿易が、Casa da India 貿易を破摧すると同時に、伝統的なアジア内陸路貿易をも破摧して、新しい旧世界貿易確立への道をきり開くことになったのは、なぜか。ここでは、従来、独占会社といわれ、会社組織の面からもその前近代性が強調されてきた両東インド会社について、その積極的側面を浮彫りにしたいと思う。

いったい、Casa da India は、交換市場に立つ商業企業体ではなかったし、アジア旧ルートをおさえたトルコ政府や地方当局もまた商業企業体ではなかった。それでもかれらは、ケープ＝ルートも内陸キャラバン＝ルートを支配・統括し、これを保護することを通じて、欧亜間貿易を推進した。かれらは、K. ポラニーのいう前市場経済を代表する再配分企業体 *redistributive entrepreneurs* とみなすことができる。両東インド会社は、そうした再配分企業体の世話にならずに、貿易を行なったけれども、再配分企業が行なった役割——貿易ルートの保護——が不要であったわけではなかった。かれらは、それを独占的会社組織を採用することによって、自らの手でつくり上げていった。そうした点に、両会社がアジア商品取引市場で有利な立場に立ちえた一半の理由があったのではないか。

参考：N. Steensgaard, *The Asian Trade Revolution of the Seventeenth Century*, 1973. — 147 —
K. N. Chaudhuri, *The English East India Company*, 1965.
K. Glamann, *Dutch-Asiatic Trade 1620~1740*, 1958.

3. アンシアン・レジームにおける領主刑事裁判権

—ブルゴーニュ地方北部の場合—

九州大 志垣 嘉夫

領主権力の直截的表現を示す領主裁判権 *justice seigneuriale* については、A・ジフーールのブルターニュの先駆的研究から最近のP・ヴィラールのラ・マルシュに関する業績に到るまで、各地の慣行と実態を浮き彫りにする方向で貴重な成果をあげてきた。なかでも領主裁判権の機能について言えば、地方間に顕著な相違が存在していたにもかかわらず、革命前夜に到るまで王権の激しい干渉を受けつつも概して一定の機能を果しており、王権による裁判権の集中が貫徹しなかったことが実証されている。

ところで、今日のコート・ドール県を中心とするブルゴーニュ地方北部は、村の裁判権についての2、3のモノグラフィが発表されているのみで、当地方全体にわたる膨大な領主裁判文書 (*Archives départementales de la Côte-d'Or, Série B²*) の全面的検証はいまだ果されていない。本報告では、史料上欠落の少いシリーズをもつシャルニィ伯領 *comté de Charny*、ジュモー所領 *baronnie de Gemeaux*、モンティニィ＝シュル＝アルマンソン伯領 *comté de Montigny-sur-Armançon*、タルメィ所領 *baronnie de Talmay*、サン＝ベニーニィ修道院領 *abbaye de Saint-Bénigne*、シトー修道院領 *abbaye de Cîteaux* の十七・八世紀の裁判記録、調書、判決文書の総合的な分析を介して、ブルゴーニュ地方北部の領主刑事裁判権の慣行と実質的機能を主として次の二点にわたって整理する。すなわち、王権が主体的・発展的に打ち出した裁判政策の各局面が領主裁判権の実質的機能にいかなる影響を与えたか、という分析視角を基礎として、

(1) 領主裁判権の組織体制を所領ごとに検証し、刑事訴追における領主裁判権と国王裁判権の競合ないしは癒着関係を明らかにする。

(2) 領主裁判所 (=初審裁判所) 段階における犯罪と刑罰の問題については、犯罪社会学的方法を導入しつつ、犯罪件数の統計的検証と共に犯罪弾圧の様態、上訴の動向を検討し、三審制のもとでの領主裁判権の位置を司法制度の全機構的な観点から位置づける。

4. アメリカにおける奴隷制研究の転換点

筑波大 井出 義光

1918年にU. B. フィリップスが *American Negro Slavery* を出版して以来実に1950年代にかかるとまで、アメリカ史学界においては、黒人奴隷は本来人種的に劣等であり、彼らの行動は劣等な黒人独自のものであるという考え方が根強く残っていた。しかし1950年代後半から今日まで、奴隷制度研究はにわかに活発化した。その状況を「お祭り騒ぎ」と評する学者もいるが、その成果には見るべきものが多い。この報告は、等2次大戦後今日に至るまでのアメリカにおける奴隷制研究を簡単に振り返り、そこに見られるいくつかの研究史上の重要な転換点をたどってみようとするものである。できればそれらの研究と1950年代後半からの激しい黒人運動との関連、さらには最近の諸研究の問題点にもふれてみたい。この報告でたどってみたい研究転換点を代表する業績はつぎの通りである。

1. Kenneth Stampp, *Peculiar Institution* (1956). 現在のアメリカを理解する鍵としての奴隷制研究を重視し、奴隷制研究をフィリップス流の人種的神話から解放。
2. Stanley Ellins, *Slavery* (1959) および Eugene D. Genovese, *The Political Economy of Slavery* (1965). 前者は奴隷制研究に社会心理学、人類学、比較史学を導入。北米奴隷制を中南米のものやナチスの強制収容所と比較。奴隷の心理的崩壊、抵抗力の喪失を強調。後者はエルキンズを継承し、かつ批判。奴隷制の南部経済への影響を分析。奴隷の抵抗力や黒人文化の強靱さを強調。
3. R. C. Wade, *Slavery in the Cities* (1964). 都市奴隷の存在とその意義を発見。
4. A. H. Conrad and J. R. Meyer, *The Economics of Slavery* (1964) および R. W. Fogel and S. L. Engerman, *Time on The Cross* (1974). 前者は近代経済学を駆使。奴隷制の好収益性を指摘。後者は統計的研究。従来の常識的考えに真向から反対する諸説を提出。
5. P. D. Curtin, *The Atlantic Slave Trade* (1969). 大西洋奴隷貿易の統計的研究で、北米へ入った黒人奴隷数の少ないことを指摘。
6. 黒人奴隷の伝記資料にもとづく新研究。

5. イヴァーノフ＝ラズムニクの 『ロシア社会思想史』について

夙川学院短大 松原 広志

イヴァーノフ＝ラズムニク（1878～1946年）は、ナロードニキ主義の立場にたつ文学史家・評論家であり、『ロシア社会思想史、19世紀ロシアの文学と生における個人主義とメシヤンストヴォ』（初版1907年）の著者としてその名を知られている。同著には彼の作家活動を通じて基本となる概念——「インテリゲンツィヤ」、「個人主義」、「メシヤンストヴォ」が提起されており、彼はこれらの概念を駆使して、18世紀～20世紀初めのロシア社会思想史＝ロシア文学史＝ロシア・インテリゲンツィヤとメシヤンストヴォとの闘いの歴史、を解明する。同書は刊行後版を重ねる一方、ロシア・マルクス主義者の側から批判を呼び起し、とくにプレハーノフは長文の書評「現在メシヤニーンのイデオロギー」（1908年）で手厳しい批判を加えている。

報告者は、ロシア思想の流れをふまえて形成されたイヴァーノフ＝ラズムニクの概念を紹介し、プレハーノフによる批判をも手掛りとしつつ、それがどのような意義をもつかを明らかにしたい。

6. アンリ・ベールの歴史観

——20世紀フランス史学の出発点——

香川大 家名田克男

いうまでもなくアンリ・ベール (Henri BERR, 1862年—1955年) はもともと哲学者であって、歴史学者ではない。しかし彼の長い一生のうち、少くとも1929年 (ルシアン・フェーヴルやマルク・ブロックらによって *Annales d'histoire économique et sociales* が創刊された年) までの時期においては、とくに歴史ないし歴史学がその考察の主要対象であったとって差しつかえないであろう。ところで19世紀の末に発表された博士論文の標題の1つ “*esquisse d'une synthèse des connaissances fondée sur l'histoire*” に単的に示されるベールの志向と平行して、ほぼ同じ時期に社会学の側からベールの研究と重なり合う動きが出現していた。即ち *L'Année sociologique* (1896年創刊) に結集したデュルケム (Durkheim, 1858年—1917年) とその学派 (École durkheimienne) の業績がそれである。これら2つの学問的志向の間にはもとよりかなりの交流があったことはいうまでもないが、これらの間の連関・異同については、例えばベールの著作 “*La Synthèse en Histoire*” (1910) をめぐってデュルケムとベールとの間に論点の交錯があったほか、現在まで若干の人びとによって論及されているが、なお論ずべき点があるのではないか。この点本報告を行う1つの理由である。

そしてこのことの解明は、ベールが1900年に創始した雑誌 *Revue de Synthèse historique* の「正当な娘たち」といわれる雑誌 *Annales* に結集する「アナル派」(École des Annales) について、その史学史的意義を知る上でも役立つであろう。このことも本報告を敢えてするもう1つの理由である。

7. 初期 (1861—1902年) のトレルチと近代歴史学

早稲田大大学院 佐藤 真一

1922年、『歴史主義とその諸問題』を公刊し、「すべての思考の原則的歴史化」がもたらした問題と取り組むに至ったトレルチ (1865—1923) は、いかなる研究の歩みをへて、またいかなる必然性から、この課題に直面したのであろうか。この点を解明するために、歴史学の立場からは従来ほとんど顧みられることのなかった若き日のトレルチを検討することは、ひとつの意味をもつものと思われる。そのために、この発表では、教授資格取得論文を提出した1891年から、トレルチみずから「それ以前の一連の研究のしめくくりをなすもの」と語っている『キリスト教の絶対性と宗教史』(第一版) が公けにされた1902年までを初期のトレルチとみなし、この時期のトレルチを考察してみたいと思う。

1890年代といえば、ランプレヒトによって投げられた方法論争の波紋が史学界を大きく揺り動かしていた時期であり、ヴィンデルバントやリッカートが哲学の立場から歴史学の根拠づけを精力的に行っていた時期でもある。また神学の領域では、宗教史の広がりの中でキリスト教をとらえようとし、チュービンゲン学派やリッチュル学派以上に歴史的考察方法を徹底しようとする、いわゆる「宗教史学派」の台頭期にあたっている。

このような時代思潮の中で、トレルチは何を自己の問題関心としていたのか。とくに、ゲッティンゲン大学在学期にめばえたりッチュルからの離反はどのように深められ、また神学者トレルチは近代歴史学の要請をどのように受けとめるに至ったのであろうか。それが後年の歴史主義論をどのように方向づけているのであろうか。こうした事柄を念頭に置きつつ、初期の諸論文 (G. S. IV. Bibliographie S. 863f) を、ラーデをはじめとする同時代人たちのトレルチ観を参考にしつつ検討してみたいと思う。なお初期の論文の一部は著作集第二巻に収められているが、編集の際 (1913年) に、トレルチによって手を加えられているので (G. S. II. Vorwort), それらの論文は発表稿に遡らねばならない。

第3部会

1. オーストリア＝ハンガリー帝国の解体と中欧

——1918～9年のドイツ系オーストリア国の立場を中心に——

北海道大 矢田 俊隆

第一次世界大戦末期における多民族帝国オーストリア＝ハンガリーの解体は、東・中欧に大きな影響を及ぼす結果になったが、とりわけ、旧帝国領内の被支配諸民族が分離・独立したあとのドイツ系オーストリア人——かつての栄光にみちたハプスブルク帝国の哀れな残留物——の立場は、はなはだ微妙であった。

1918年11月革命のあと、ドイツ系オーストリア人には、四つの選択の道が開かれていた。第一は、まったく単独に一つの独立国家を樹立することであったが、これは、彼らが最も望むことの少なかった解決策であった。第二は、ドイツ国との合併 Anschluss であり、これは大多数の人々に希望されていた。第三に、一時は、オーストリアが共産主義者の活動範囲に引き入れられるかもしれない可能性があった。ハンガリーのクン＝ベレーラ政権、ミュンヘンのレーテ共和国との連繋が問題になった時期であり、オーストリア共産党が宣伝活動につとめた。第四は、新興諸民族国家との間にドナウ連合を樹立する構想であり、これは、旧ハプスブルク帝国の経済的共同体もしくは政治的構成をあらたな外観のもとに復活させたいと願う君主制論者や商工業者の間に支持者をもっていた。

実際には、ドイツ系オーストリア人は、第二の道を強く望みながら、結局は最も望むことの少なかった第一の道に落着かざるをえなくなったが、その間の経過は、はなはだ複雑であるとともに興味深いものがある。それにもかかわらず、従来わが国では、この点の立入った検討はほとんど行なわれてこなかった。ここでは、戦争直後の重大な時期にドイツ系オーストリア国の外相をつとめた社会民主党の指導者オット＝バウアーを中心に、彼がどのようにまたいかなる意図で Anschluss 実現のために全力を傾けたか、しかもその努力がなぜ実を結ばなかったかを、協商側列強の態度、オーストリアおよびドイツ国内の事情、ハンガリーの状況などに関連させつつ、当時の史料にもとづいて可能なかぎり詳細に考察し、問題の焦点とその意義を明らかにしてみたい。

2. ドイツ独立社会民主党の地域組織

—1917～8年ブラウンシュヴァイク公国の場合—

早稲田大学院 垂水 節子

近年「ドイツ革命」研究の中で、ドイツ独立社会民主党USPD研究の立遅れが指摘されて久しかったが、昨年秋アメリカの R. Wheeler ならびに D. Morgan による極めて優れたモノグラフィーが出版され、さらに西独の H. Krause による党大会議事録の再編纂その解説をかねた入門書的研究が相次いで刊行されるにいたった。

本報告においては、こうした新しい研究成果をふまえて、USPDの牙城の一つであった北ドイツの小公国、ブラウンシュヴァイクの地域党組織について検討したい。それは1917～20年のドイツの革命的民衆運動に注目し、その一環として地域レベルでUSPDを把握しようとする報告書の問題関心に基づく。また、USPDの基本的性格が①工業地帯ないし大都市の労働者の党であること、②非中央集権的な党組織、すなわち地域組織の自律性、③この地域USPDの性格の多様性という点にあることによる。この場合、全国的に有名な1917年8月15日、16日の金属労働者のストライキに焦点を合わせて、「工場の急進派」の運動の実態を明らかにし、ついで地域党集会を通じて党組織の活動状況を考察したい。これらを通じて、第一次大戦末期のUSPDとそこに結集した民衆の動きの一端が明らかにされよう。最後に1918～19年の評議会共和国時代を経て、コミンテルン加盟問題をめぐる1920年の分裂にいたる問題の一つの展望を与えたいと考えている。依拠する主な資料はニーダーザクセン州立ヴォルフエンビューテル文書館に収められている旧ブラウンシュヴァイク公国の警察記録である。

3. 1936年ラインラント再武装の意義

武蔵大 石原 司

これは1930年代ヨーロッパ国際政治を特徴づけたいわゆる宥和政策に関する一つのケーススタディである。これをとりあげた目的は、エチオピア戦争やチェコスロヴァキアの分割といった、よく知られているケースとは異なり、ラインラント危機の問題が、フランスの戦略的な地位を破滅的なものとし、フランスの国際政治上の地位に大打撃を与え、以後ドイツを駆って、より大胆な行動に出さしめる最大の契機になったのにもかかわらず、今までとりあげられることがなかったと思われるからである。

ヴェルサイユで設立され、ロカルノで再保障されたラインラント非武装化は、フランスにとって安全保障上の基本的にして実体的な条件であった。イギリスにとっても、その国境がドーヴァーの白い崖ではなく、ラインにありとする前大戦の教訓が真であるならばフランスにおけると同様のことがいえる筈である。

これに対し、ドイツは復権を要求した。この復権要求に対して、イギリスは宥和を主張し、フランスはこれに追随した。この事情はいまだに完全には解明されていない。フランス側の資料状況がこれを許さないからである。こうした状況のもと、この報告では主としてドイツ側の資料からとりあえず、軍事力の態様、リーダーシップ、情報の三つの面を中心にして、この事情を検証する手がかりを探求しようとするものである。

4. スペイン内戦と「枢軸」同盟

—フランコ政権の「防共協定」参加をめぐる—

純心女子短大 塩崎 弘明

E. E. Malefakis の言に依拠するまでもなく、今日に至る迄、膨大な数にのぼる「内戦」に関する著作物が刊行されたわけだが、それにもかかわらず基本的な問題の解明においてさえ今一步というのが現況である。それ等の理由の一つに今日迄の「内戦」史に関する研究が「一般的」、それも「国際的契機」についての研究が主であったということがあげられるわけである。それ故に現時点で各「内戦」史研究家に要請されることは「個別的」な問題且つ「国内的契機」に関する問題の解明ということになるわけである。勿論、私も又 Malefakis の意とすることに異論のあろうはずはない。にもかかわらず今回の発表がどちらかというとはやはり「国際的契機」に関する問題に焦点が合わせられているのには、次の様な理由があるからである。第一の理由は、従来の「国際的契機」に関する研究がニュールンベルグの軍事裁判的な観点かそうでなければ「コミンテルン=フリーメーソン陰謀史観」的な観点到に立脚するもので、真に「国際的契機」の解明になっていなかったということである。第二の理由は、「内戦」を内在的=自律的に理解する為に「国内的契機」が重視されるのであって、たとえ「国際的契機」の問題であっても内在的=自律的に理解されるのであれば問題はないと考えたが故である。ちなみに次にあげる様な史実があまり問題にされてこなかったのは如何様な事由によるものであったのだろうか。36年11月終りの時点でのフランコ政権の「防共協定」への参加問題。37年の終りから特に顕著となる「日中戦争」に際してのフランコ政権による日本への肩入れ。38年3月の時点での独伊に対する事前の相談なしのフランコ政権の日本政府・軍部への戦艦譲渡要請。39年3月、フランコ政権の「防共協定」への参加前後の日・西・独・伊の思惑の葛藤等。以上の如く列記してみると、如何に今日迄の「内戦」史研究が外在的=他律的に語られて来たかということの一つの証左にならないであろうか。そこで今回の発表は、フランコ政権の「防共協定」への参加「前史」及び「成立史」を整理することを通して、いささかなりとも「内戦」史研究の内在的理解を深めんと意図するものである。

5. イギリスにおける婦人参政権運動

—「婦人社会政治同盟」(WSPU)をめぐって—

京都大研究員 西村 貞枝

ヴィクトリア時代中期から連綿と途絶えることなく続いてきたイギリスの婦人参政権運動は、今世紀に入って、パンカースト一家を中心とする「婦人社会政治同盟」(WSPU)によるミリタント・フェミニズムの出現によってそれまでの沈滞を打破する新しい局面を迎えた。WSPUのサフラジェットたちは、イギリスの婦人運動の正統である穏健派サフラジストの前面に踊り出て、その政策と戦術は、エドワード朝英国の静穏さをうち砕いて、自由党衰退の政治過程にも関わる結果となった。

ミリタント・フェミニズムは、数多くのサフラジェットの自伝的著述や、婦人参政権運動全体の第二次的な総合的記述の中で、さまざまな形で触れられてはきた。だが、それらの数多くのWSPUへの言及にもかかわらず、広く第一次史料の探索に基礎を置いた学問的なモノグラフはいまだ書かれなかったと云い得る。プロフェッショナルな歴史家にとってミリタント・フェミニズムは、イギリス近代史の興味ある主題ではあるが、社会史の本流からすれば、一風変わった支流でしかなかったということが、この研究の欠如の説明となるであろうか。

報告者は、このテーマに関して最近出された専門的本格的研究、Andrew Rosenの著<Rise Up! Women—The Militant Campaign of the Women's Social and Political Union>(1974)の業績をふまえたうえで、短命だがそれなりに燃焼したWSPUの歴史(1903—14)の、第一次大戦に先行する約十年間のイギリスの政治的社会的状況における問題点を整理してみたい。とくに、本報告では、WSPUの創設の事情と、同組織と労働党との関係が緊密さから敵対へと展開していくプロセスに焦点をあてて、ミリタント戦術がWSPUのイデオロギーや組織上の構造に与えた結果を明らかにしたい。

6. W. J. ブライアン外交思想

—ニカラグア政策についての—解釈—

東京大大学院 有賀 夏紀

「帝国主義は、アメリカ国民が独立宣言以来育んできた思想に真向から対立するものである」として、19世紀末、米西戦争後のフィリピン領有に反対したブライアンは、アメリカにおける「反帝国主義」運動の指導者として知られてきた。しかし、1913年、国務長官としての彼は、「最も帝国主義的な」と評されてきた対ニカラグア介入政策の推進者となった。これはどのように説明されるのだろうか。私は、このニカラグア政策をブライアンの「反帝国主義」に対する矛盾としてとらえるのではなく、ニカラグア政策こそ彼の外交思想を象徴的に示すケースではないかという観点から、「反帝国主義」運動などにおける彼の思想と行動に再検討を加えてみたい。

ブライアンの外交思想は、民主主義の擁護と伝播という使命感に根ざし、勢力均衡の計算に基づいた安全保障や経済的利益を重視する現実主義的な思考を欠く観念的なものであった。帝国主義に関しても、これを海外領土の保有、すなわち他民族に対する直接支配という極めて限定的な意味に解釈し、膨脹主義とは明確に区別されるものと考えていた。膨脹主義とは、彼によると、アメリカの制度の他の地域への拡大であり、具体的には合衆国が成し遂げた北米大陸における膨脹をさしていた。そして、彼は、民主主義擁護という道徳的な目的を強調するあまり、政策のもたらす現実の結果を見通せず、「帝国主義」に対しては民主主義の破壊に通ずるからと反対したが、「膨脹主義」に対しては、民主主義の発展として、支持し奨励すべきものと考えたのであった。

こうして、領土保有を伴わない対ニカラグア介入政策は、彼においては、民主主義擁護につながる、「膨脹主義」的な政策としてとらえられ、推進されていくことになったのであった。

7. 石井・ランシング協定締結後の両者の関係

—中国への財政顧問派遣をめぐる—

外務省外交史料館 河村 一夫

1917年（大正6年）11月に成立した石井・ランシング協定により米国は中国との接壤地帯での日本の特殊利益を認めたと、その条文にも機微な点があり、石井ランシング両者の回顧録にも意見の対立が顕著である。ここに発表するのは、本協定締結後、ランシング国務長官が石井大使に対し一旦承認した阪谷芳郎男爵の中国財政顧問就任を、1919年（大正8年）春に至り、記憶なしとの理由で否認した為、阪谷顧問就任が取消となった件で、中国を繞る当時の日米両国の経済面での争覇の一面を示したものと見える。この件については、石井大使の遺稿「外交随想」と「阪谷芳郎伝」とに詳述されているが、これに米国の外交文書（Foreign Relations of the United States）や外務省外交史料館所蔵史料等を加えて考察したい。

1917年7月、段祺瑞内閣に財政総長として入閣した梁啓超は、戊戌政変以来親交ある林権助公使に対し、阪谷男招聘の内意をも開示した。梁総長の幣制改革への意欲は、日本外交文書に掲載された林公使の諸報告と、梁任公年譜長編に見られる犬養毅宛の書翰からも充分窺われるが、彼は少数党に属し、間もなく失脚した。当時の寺内正毅首相と勝田主計蔵相は、阪谷顧問任命を好まなかった。「西原借款資料研究」に、勝田蔵相に近い筋の作成と思われる支那幣制改革実行尚早論が掲載されており、「日本外交文書」大正7年第2冊に、阪谷男ニ対シ中国遊歴中ニ中国南北和解ヲ力説スルコトヲ差控フル様寺内首相ヨリ電報ノ件が見える。しかし阪谷顧問任命を不可能ならしめた決定的要因は、米国側にある。中国駐米公使ラインシュから国務次官宛の報告の一筋に、ランシング長官が一旦阪谷顧問任命を許した事につき、“I hesitate to believe that the Secretary of State should have yielded in an unmodified form”として、不満の意を表明している。同公使の態度については、「阪谷芳郎伝」にも詳述されている。

